

武庫川水系河川整備基本方針(修正案)一覧表(第79回運営委員会以降)

項目	頁	行	修正前(第54回流域委員会 資料3-2)	修正後(第54回流域委員会 資料3-2からの修正)
基本方針 本文				
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針				
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項				
前文	7	32	なお、河川整備は長期間を要するものであることから、整備計画策定と計画実施の各段階においても目標を明確にできるだけ事業効果を早期に発現できるよう費用対効果等を勘案して、選択と集中により効果的かつ効率的に整備を進めるため、「参画と協働」のもと段階的な整備を進める。	なお、河川整備は長期間を要するものであるため、ことから、整備計画策定と計画実施の各段階において <u>それぞれも</u> 目標を明確に設定し、「参画と協働」のもとで <u>段階的に整備を進めていく。また</u> できるだけ事業効果をできるだけ早期に発現できるよう、費用対効果等を勘案して、 <u>資源の</u> 選択と集中を図り、 <u>計画の</u> により効果的かつ効率的 <u>な</u> に整備を進める。ため、「参画と協働」のもと段階的な整備を進める。
②緊急時の水利用	9	24	また、近年の少雨化傾向を踏まえ、水利使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して取り組む。	また、近年の少雨化傾向を踏まえ、水利使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする <u>広域的な</u> 水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して取り組む。
③健全な水循環の確保	10	3	そして、その一環をなす川を巡る水循環について関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水・貯留機能の保全、流域の水利用の合理化、下水道整備や高度処理化、水辺環境の保全・創出等に努める。	そして、その一環をなす川を巡る水循環について関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水・貯留機能 <u>や地下水かん養機能</u> の保全、流域の水利用の合理化、下水道整備や高度処理化、水辺環境の保全・創出等に努める。
⑤水質の向上	12	3	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、・・・	水質については、 <u>高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい</u> 、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、・・・
治水に関する資料				
3 高水処理計画				
3.3 洪水調節施設の整備の状況	11	26	・・・とし、河川整備計画策定時までに技術面、環境面、経済面等の検討を行い、具体的な施設計画を定めることとする。	・・・とし、河川整備計画策定時までに技術面、環境面、経済面等の検討を行い、具体的な施設計画を定めることとする。